

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「経営理念」に基づき、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の実現のため、コーポレート・ガバナンスの強化充実を図ることが、経営上の最重要課題であると認識しており、この考えに基づき、コーポレート・ガバナンスが有効に機能する体制の充実を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4.議決権電子行使環境整備、招集通知の英訳】

当社は、議決権の電子行使環境の整備や招集通知の英訳について、現時点では実施しておりません。機関投資家や海外投資家が議決権を行使しやすい環境の整備は重要な課題と認識しておりますが、当社株主における海外投資家比率が20%を超えたときを目途に、英訳した招集通知の当社ウェブサイト等への開示並びに議決権の電子行使環境の整備を検討いたします。また、これらについては継続的に検討してまいります。

【補充原則3-1-2.英語での情報開示・提供】

当社は、会社案内の英語版を作成しており、投資家との個別面談等の際に提供しております。

また、英語版の当社ホームページの作成や開示資料の英訳については、当社の株主構成を踏まえ、今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4.いわゆる政策保有株式】

当社は、原則としていわゆる株式の政策保有はいたしません。良好な取引関係の構築、地域社会との連携、円滑な事業推進のため、取引先等の株式を取得保有することがあります。当該株式は、当社の企業価値向上に資すると判断する場合は保有し続けますが、毎年見直しを行います。

なお、有価証券報告書にて、政策保有株式の保有状況及び保有目的を開示しております。

また、議決権の行使にあたっては、企業価値の棄損する議案でないか、コーポレートガバナンス上の重大な問題を抱えていないか、十分に検討し、その議決権を行使いたします。

【原則1-7.関連当事者間の取引】

当社の取締役会は、関連当事者取引管理規程に基づき、関連当事者取引に該当するかの確認、取引開始時の取締役会承認、取引が継続される場合の取引の合理性や取引条件の妥当性等の確認を行っております。経理部担当役員は毎期末に「関連当事者との取引情報調査票」により該当者の有無や取引内容の確認を実施し、取締役会へ報告しております。関連当事者間の取引については有価証券報告書にて開示しております。

【原則3-1.情報開示の充実】

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、中期経営計画を含む経営戦略や経営計画等について、当社ウェブサイトに掲載しております。

(2)本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、コーポレートガバナンス報告書に記載しており、またコーポレートガバナンス報告書は、当社ウェブサイトに掲載しております。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社は、取締役会において客観的な観点から経営陣幹部・取締役の評価を行い、その結果をもって報酬を決定することとしております。その額については、各取締役や経営陣幹部が担当する役割の大きさとその地位に基づき、その基本となる額を設定しており、支給される額はその与えられた役割の達成度合いに応じて決定されることとしております。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、取締役・執行役員を含む経営陣幹部の指名は、取締役会において役割に応じた能力、経験、人柄等の審議を経たうえで行うこととしております。

また、監査役候補者の指名を行うに当たっては、取締役会において、業務執行者からの独立性が確保できるか、公正不変の態度を保持できるかを等と勘案して適格性を慎重に検討し、監査役会の同意を経て、取締役会にて決定しております。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

当社は、取締役及び監査役候補者の選任理由を株主総会招集通知に記載しており、また株主総会招集通知は、当社ウェブサイトに掲載しております。

【補充原則4-1-1.経営陣に対する委任の範囲】

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行を担当する体制としての経営会議・執行役員制度を設け、経営の意思決定と業務執行の分離を図っております。

業務執行担当に委任する範囲については取締役会規程、組織規程、経営会議規程、業務分掌・職務権限規程等において取締役会の決議事項、代表取締役社長、各取締役・執行役員の職務権限を明確にしております。取締役会はそれらが適切に行われているかを監督し、原則として法定の専決事項の他、経営における重要な事項を決定することとし、事業推進のための具体的な執行の決定については、業務執行担当に行っております。

【原則4 - 8 . 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、取締役7名の内、社外取締役を2名選任しており、当該社外取締役は独立役員として東京証券取引所へ届出ております。独立社外取締役は独自の視点から各取締役や監査役、経営陣等と適宜意見交換を行っており、責務を十分に果たしております。今後においても独立社外取締役は2名以上選任することを基本方針としていますが、経営環境等の変化に応じて適切な体制を選択してまいります。

【原則4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法や東京証券取引所が定める独立性基準を基に当社独自の独立性判断基準を定めており、社外役員候補者の独立性を判断しております。

なお、当社の独立性判断基準の内容は、本報告書の「[独立役員関係]その他独立役員に関する事項」に記載のとおりです。

【補充原則4 - 11 - 1 . 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社は、取締役会は重要な意思決定と業務執行の監督を行うために、多様な視点、豊富な経験、高い見識と高度なスキルを持った取締役で構成されることが必要であると考えております。また、監査役についても、取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べなければならないことから取締役と同様に多様性と高いスキルが必要であると考えております。特に社外役員は高い独立性を有することが重要であると考えております。なお、選任に関する方針・手続については、株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4 - 11 - 2 . 役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況】

当社は、社外取締役及び社外監査役の重要な兼職状況を、株主総会招集通知や有価証券報告書等の開示資料において毎年開示しております。兼任社数は合理的な範囲であると考えており、当社の監督あるいは監査業務を適切に果たすることができるものと考えております。また、常勤監査役は他社の役員を兼任しておらず、監査役の業務に常時専念できる体制となっております。

【補充原則4 - 11 - 3 . 取締役会全体の実効性の分析・評価】

当社は、取締役会の実効性を向上させることを目的に、2016年度の取締役会の実効性評価を実施いたしました。自己評価アンケートへの回答を取締役・監査役全員に依頼し、取締役会事務局にて回答の集計並びに意見の取りまとめを行い、取締役会へ報告いたしました。アンケートは、「取締役会の構成」「取締役会の運営」「社外役員に対する情報提供」「総合評価」の4分類18項目であり、概ね実効性が確保されていることを確認いたしました。今回のアンケート結果を踏まえ、今後も取締役会の実効性向上に向けて取り組んでまいります。

【補充原則4 - 14 - 2 . 取締役・監査役へのトレーニングの方針】

当社は、取締役、監査役に対してそれぞれの役割や責務を果たすうえで必要となるトレーニングの機会を継続して提供してまいります。特に、社内役員に対しては、経営者や監査役としての素養、会社法やコーポレートガバナンス等に関する知識、法令の順守及び経営に関する有用な情報を提供してまいります。社外役員に対しては、当社の経営戦略や事業の内容・状況等の理解を深めるため、就任時にこれらの説明を行うとともに、その後も各組織の理解を深めるため、各部署とのミーティングや各店舗、物流センター等の視察も行ってまいります。トレーニングにかかる費用は支援してまいります。

【原則5 - 1 . 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、総務部担当役員をIR担当役員としております。また、窓口は総務部とし、経理部と連携しながら、積極的に株主や投資家の取材対応等をしております。また当社では、代表取締役社長及びIR担当役員を発表者とする機関投資家向けの決算説明会を、第2四半期及び期末決算発表後に開催しております。IR担当役員は、必要に応じてそれらの結果の概要を取締役に報告しております。なお、毎年定時株主総会日に、当社商品の提案や株主が直接役員と対話できる場として、株主懇親試食会を開催しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社神明	3,600,000	40.52
MSIP CLIENT SECURITIES	403,575	4.54
元気寿司取引先持株会	299,984	3.37
株式会社足利銀行	178,200	2.00
SMBC日興証券株式会社	147,500	1.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	111,400	1.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	102,600	1.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	84,400	0.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	82,200	0.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	72,900	0.82

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無 更新

株式会社神明 (非上場)

補足説明 更新

株式会社神明は、当社に対する議決権の40.84% (2017年3月31日現在)を所有していることから、実質支配力基準により、当社の親会社に該当しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数 <small>更新</small>	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

取引を行う際は、一般の取引と同様に、価格交渉の上で決定しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社の取締役7名のうち4名が、親会社である株式会社神明の取締役等を兼務しておりますが、具体的な業務執行は、社外取締役及び社外監査役の意見も踏まえ、十分に議論を尽くしたうえで、当社独自の意思決定を行っており、一定の独立性は確保されていると考えております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
寺崎 悦男	他の会社の出身者													
竹原 相光	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
寺崎 悦男		株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれが無い独立役員であります。 なお、寺崎悦男氏の兼務先である、株式会社コジマと当社との間には、電化製品購入等の取引がありますが、その額は、販売費及び一般管理費の0.1%未満であり、十分な独立性を有しています。	企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対して有益なご意見やご指摘をいただけると判断します。また独立役員として公正な判断をしていただけると判断します。
竹原 相光		株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれが無い独立役員であります。	公認会計士としての企業経営への専門的見地や、企業経営に対する幅広い見識に基づき、当社の経営に対して有益なご意見やご指摘をいただけると判断します。また独立役員として公正な判断をしていただけると判断します。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人とは密接な連携をとり、監査方針及び方法、結果の妥当性を確認し、必要に応じて情報交換、意見交換を行い、監査の実効性と効率性の向上に努めております。
また内部監査室は、監査結果を定期的に報告し、監査役監査との連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐久間 裕幸	公認会計士													
山宮 慎一郎	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐久間 裕幸		株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれが無い独立役員であります。	公認会計士・税理士としての専門的見地や経験より、取締役会での討議に広い見識をもたらしていただけることが期待できます。また独立役員として公正な判断をしていただけると判断します。

山宮 慎一郎	株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれが無い独立役員であります。 なお、山宮慎一郎氏がパートナーを務めるTMI総合法律事務所と当社との間には、法律顧問契約関係がありますが、その顧問料総額は、同事務所の総売上高の0.1%未満であり、十分な独立性を有しています。	弁護士としての専門的見地や経験より、取締役会での討議に広い見識をもたらしていただけることが期待できます。また独立役員として公正な判断をしていただけると判断します。
--------	---	---

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立性判断基準

当社は、会社法や東京証券取引所が定める独立性判断基準をもとに、下記の当社独自の独立性判断基準を定めております。

当社では、独立役員とは一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外役員のことを指すと考えており、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目に該当する場合には、一般株主との利益相反が生じるおそれがあるため独立性を有しないと判断いたします。

1. 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
2. 当社の主要な取引先またはその業務執行者
3. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
4. 最近1年間において、1 から 3 までのいずれかに該当していた者
5. 次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)の二親等内の親族
 - (1) 1 から 4 までに掲げる者
 - (2) 当社の子会社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。)
 - (3) 最近1年間において、(2)または当社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。)に該当していた者

(注)

1. 「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の年間連結総売上高の2%または1億円のいずれか高い方の額以上の支払いを、当社から受けた者をいうこととしております。
2. 「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の年間連結総売上高の2%または1億円のいずれか高い方の額以上の支払いを、当社に行った者をいうこととしております。
3. 「当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている」とは、直近事業年度において役員報酬以外にその者の売上高または総収入金額の2%または1,000万円のいずれか高い方の額以上の金銭または財産を当社から得ていることをいうこととしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明 更新
--

各取締役が担当する役割の大きさとその地位に基づき、経営目標の達成の度合いに応じてその基本となる額を設定しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書を当社ホームページに掲載し、公衆縦覧に供しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役及び監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第15回定時株主総会において、各々年額1億5千万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、年額3千万円以内と決議しております。
また、各取締役が担当する役割の大きさとその地位に基づき、経営目標の達成の度合いに応じてその基本となる額を設定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

総務部が社外取締役及び社外監査役のサポート窓口業務を行っており、取締役会の議案及び資料を事前送付しております。必要な社内資料等も同様に送付しております。また、常勤監査役から非常勤の監査役への情報共有も随時行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

・監査監督体制

取締役会は独立性の高い社外取締役2名を含む7名で構成されており、毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しております。取締役会は、原則として法定の専決事項の他、経営における重要な事項を決定することとし、当社の直面する重要な課題の検討等を十分にできるようにしており、会社の業務執行が適切に行われているかを監督しております。

監査役会は独立性の高い社外監査役2名を含む4名で構成されており、毎月1回開催されております。また、監査役は毎回取締役会に出席し、取締役の業務執行に関する監査を行っております。

・業務執行体制

取締役会及び代表取締役の意思決定に基づく業務執行を担当する執行役員を選任しております。また、各部署には担当執行役員を配置し、その決裁権限を必要に応じて委嘱することで、機動的な業務執行が行えるようにしております。

経営会議は常勤の取締役及び監査役、執行役員並びに各部署長により構成されており、当社の方向性等の決定や的確な経営判断、業務執行の意思統一のため毎月1回開催しております。取締役会の決議事項、その他の業務執行に係る重要事項について十分な議論を行っております。

・取締役等の指名並びに報酬の決定に係る事項

取締役・執行役員を含む経営陣幹部の指名は、取締役会において役割に応じた能力、経験、人柄等の審議を経たうえで行うこととしております。また、監査役候補者の指名を行うに当たっては、取締役会において、業務執行者からの独立性が確保できるか、公正不変の態度を保持できるかを勘案して適格性を慎重に検討し、監査役会の同意を経て、取締役会にて決定しております。

取締役・執行役員を含む経営陣幹部の報酬は、取締役会において客観的な観点から経営陣幹部・取締役の評価を行い、その結果をもって決定することとしております。その額については、各取締役や経営陣幹部が担当する役割の大きさとその地位に基づき、その基本となる額を設定しており、支給される額はその与えられた役割の達成度合いに応じて決定されることとしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役7名のうち2名は独立性の高い社外取締役であります。また、監査役4名のうち2名は独立性の高い社外監査役であり、毎回取締役会に出席しております。この4名の独立役員が有効に機能し、重要な業務執行の意思決定や、客観的立場からの取締役及び執行役員の業務執行の監査監督ができる体制となっております。これにより、経営の監査監督体制が十分に機能しているため、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2017年は、6月1日に発送いたしました。また、当社ウェブサイトへは、5月29日に掲載いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	2017年は、6月23日に開催いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎期、第2四半期及び期末決算発表後に、決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示情報、有価証券報告書、四半期報告書、株主通信、決算説明会資料等を当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部長 篠原一博	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社の取締役・監査役及び執行役員は、株主からの受託者責任を果たし、会社や株主共同の利益を高めるため、情報公開を最も重要な経営課題の一つであると認識し、各ステークホルダーへの情報発信や対話を通じて、各ステークホルダーが必要とする情報提供を行っております。その対話の場として、株主向けには株主総会後の「株主懇親試食会」、取引先とは「元気寿司協力会」、機関投資家向けには「決算説明会」などを開催し、情報提供を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は、以下のとおりであります。

1. 当社及びその子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス基本規程に基づきコンプライアンス体制を適切に運営していく。
 - (2) 取締役社長が委員長のリスク・コンプライアンス委員会は、各部署に関わるコンプライアンスの取り組みを統括し、取締役への周知徹底、使用人への教育等を行う。
 - (3) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部通報規程により、適切な運用を行う。
 - (4) 内部監査室が、当社及び子会社のコンプライアンス体制及び内部統制システムの業務の適正性が確保されているかを監査し、その結果を取締役社長へその旨報告する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
株主総会、取締役会、経営会議などの重要な意思決定及び報告に関しては、文書管理規程により作成及び保存・廃棄を行う。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスク・コンプライアンス委員会は、リスクマネジメント基本規程に基づきリスク管理の運用を行う。
 - (2) 不測の事態が発生した場合には、危機管理基本規程に基づき取締役社長を本部長とした対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる体制を整える。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。取締役会は重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
 - (2) 常勤の取締役、執行役員及び部署長が出席する経営会議を毎月1回開催し、業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から協議する。
 - (3) 業務の運営については、中期経営計画及び年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部署においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 関係会社管理規程に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行い、必要に応じてモニタリングを行う。
 - (2) 取締役は、当社及び子会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は取締役会で協議し、適切な措置を講じた上で監査役に報告する。
6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 監査役の求めに応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くことができる。
 - (2) 監査役スタッフの人事異動・人事評価・懲戒処分には監査役会の同意を得るものとする。
7. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人は業務または業務に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告する。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - (2) 内部通報規程の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。
8. 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社の監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。
9. 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制
監査役がその職務の遂行について生ずる費用の前払等の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は償還を処理する。

10. その他当社の監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役社長との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
当社及び子会社は健全な社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切持たず、これらの圧力に対しても毅然とした対応で臨み、断固として対決する。
なお、当社及び子会社における反社会的勢力排除に向けた体制としては、総務部が窓口となり警察、関係行政機関、弁護士等と連携し、対応する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況については、上記1.記載のとおりであります。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
当社及び子会社は健全な社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切持たず、これらの圧力に対しても毅然とした対応で臨み、断固として対決する。
なお、当社及び子会社における反社会的勢力排除に向けた体制としては、総務部が窓口となり警察、関係行政機関、弁護士等と連携し、対応する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、株主の期待に応えるべく、堅実で安定した持続的成長及び企業価値向上が最重要課題と認識しており、いわゆる買収防衛策の導入予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

・適時開示に係る当社の方針

当社は、情報開示は重要な経営課題の一つであり、株主をはじめとするステークホルダーから深い理解を得るために、適時適切な情報開示を行うことが必要不可欠であると認識しております。

法令や証券取引所規則等に基づく適切な適時開示を行うとともに、法定の開示事項以外でも、株主にとって重要と思われる情報を当社ウェブサイト等で提供しております。中期経営計画を含む経営戦略や経営計画等については、当社ウェブサイトに掲載しております。

・適時開示に係る当社の体制

総務部を適時開示担当部署としており、総務部担当役員を中心に、総務部がリリース内容の確認を行い、必要に応じて取締役会への報告を行うことで、適宜正確な情報を開示する体制を構築しております。また、開示すべき重要な事実についても同様に確認把握し、社内規程に基づいた意思決定の後に直ちに開示資料を作成し、速やかに情報開示を行います。



